

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

トリクロロエチレンの環境基準が平成26年11月17日に改正されたことを受け、排出基準等の見直し検討が、環境省中央環境審議会にて開始されました。

【検討内容(環境省案)】

排水および地下水の浄化基準の見直し

基準内容	基準値(現行)	基準値(案)
排水基準	0.3mg/L	0.1mg/L
浄化基準	0.03mg/L	0.01mg/L

排水基準に対応することが著しく困難と認められる業種ごとの「暫定排水基準の設定」について、今回は設定されない方向です。

改正予定(案) 平成27年度前半

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨
分析2課 池田博一、入野一人
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 改正の背景

行政上の政策目標であるトリクロロエチレンの環境基準(健康項目)が平成26年11月17日に強化(0.03mg/L→0.01mg/L)されました。これを受け、水質汚濁防止法に基づく排水規制等達成のため、環境大臣より中央環境審議会に対し、以下の内容について諮問されました。

- ①トリクロロエチレンの排水基準値の見直し
- ②トリクロロエチレンの暫定排水基準の設定の必要性
- ③トリクロロエチレンの地下水浄化基準値の見直し
- ④トリクロロエチレンの地下浸透基準値の見直しの可能性等

2. 動向

1) トリクロロエチレン対策の基本的あり方

環境基準の強化に伴い、公共用水域や地下水において平成26年11月に改正された環境基準値(以下「新環境基準」と表記)を超過する地点もあり、規制強化は必要との判断がされました。

2) 排水基準について(環境省案)

(1) 排水基準値

10倍則を適用し、新環境基準0.01mg/Lの10倍値である0.1mg/Lとする。

(2) 暫定排水基準の設定の検討が必要な業種について

暫定排水基準は適用しない。

3) 地下水質に係る基準について(環境省案)

(1) 地下水の浄化基準値

新環境基準値と合わせ、現行の0.03mg/Lから0.01mg/Lへ強化。

(2) 地下浸透基準値

当面は現行の基準値0.002mg/Lとする

3. 今後の予定

平成27年2月	パブリックコメント実施
平成27年3月	環境省中央審議会から環境大臣へ答申
平成27年度前半	省令改正